

平成29年度シルバーヘルパー養成事業実施要項

平成29年度シルバーヘルパー養成事業について、次のとおり定める。

1 目的

高齢化が進む中、高齢者を地域で支え合う体制づくりが課題となっている。このため、高齢者が在宅で安心して生活できるよう見守り、声かけなどを実践する友愛訪問員（以下「シルバーヘルパー」という。）及び同指導者を育成する。

2 定義

シルバーヘルパーとは、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 熊本県内の老人クラブ会員
- (2) 熊本県老人クラブ連合会が実施したシルバーヘルパー養成講習会の修了者

3 事業主体

熊本県。なお、当該事業について、委託により実施する。

4 事業内容

区別	事業内容
(1) シルバーヘルパー養成	<p>① 目的：講習会を実施し、シルバーヘルパーを養成する。</p> <p>② 対象：県内老人クラブの会員及び非会員で心身とも健康な者。</p> <p>③ 養成者数：1, 200人を目標とする。</p> <p>④ 受講料：無料</p> <p>⑤ 実施回数：20回程度。</p> <p>⑥ 講習会の概要 講義5時間、実技2時間の計7時間程度の講習会とする。 原則として2日間（1日目：講義）（2日目：実技）</p> <p>ア 講義内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ シルバーヘルパー活動推進事業について・ シルバーヘルパーの心構えについて・ 老人福祉制度（在宅福祉サービスなど）について・ 高齢者の介護方法と応急処置について・ 認知症予防及び認知症高齢者のケアについて <p>イ 実技内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 老人福祉施設等で入所者を対象に、対応の訓練を行う。・ 社会福祉協議会職員、民生委員児童委員、ホームヘルパー、保健師等関係機関職員との交流会を開催し、実践活動時のケア体制の仕組みを身につける。 <p>⑦ 講師：保健師など</p> <p>⑧ 修了証：修了者に修了証書を交付するとともに、老人クラブ会員にはシルバーヘルパー登録証を交付する（なお非会員については、老人クラブ会員となり次第、シルバーヘルパー登録証を交付する。）</p>

(2)活動推進員の設置	①シルバーヘルパー養成にあたり、本事業の企画立案及び講習会の実施運営を行う「活動推進員」を1名配置する。 ②活動推進員は、高齢者対策に熱心に取り組んでいる者で、かつ、指導者としての資質及び経験を有する者とする。
-------------	--

5 周知方法

熊本県老人クラブ連合会を通じ、市町村老人クラブへ本事業の目的・内容等を周知する。

6 附 則

本事業は、平成29年6月1日から施行し、同日から適用する。